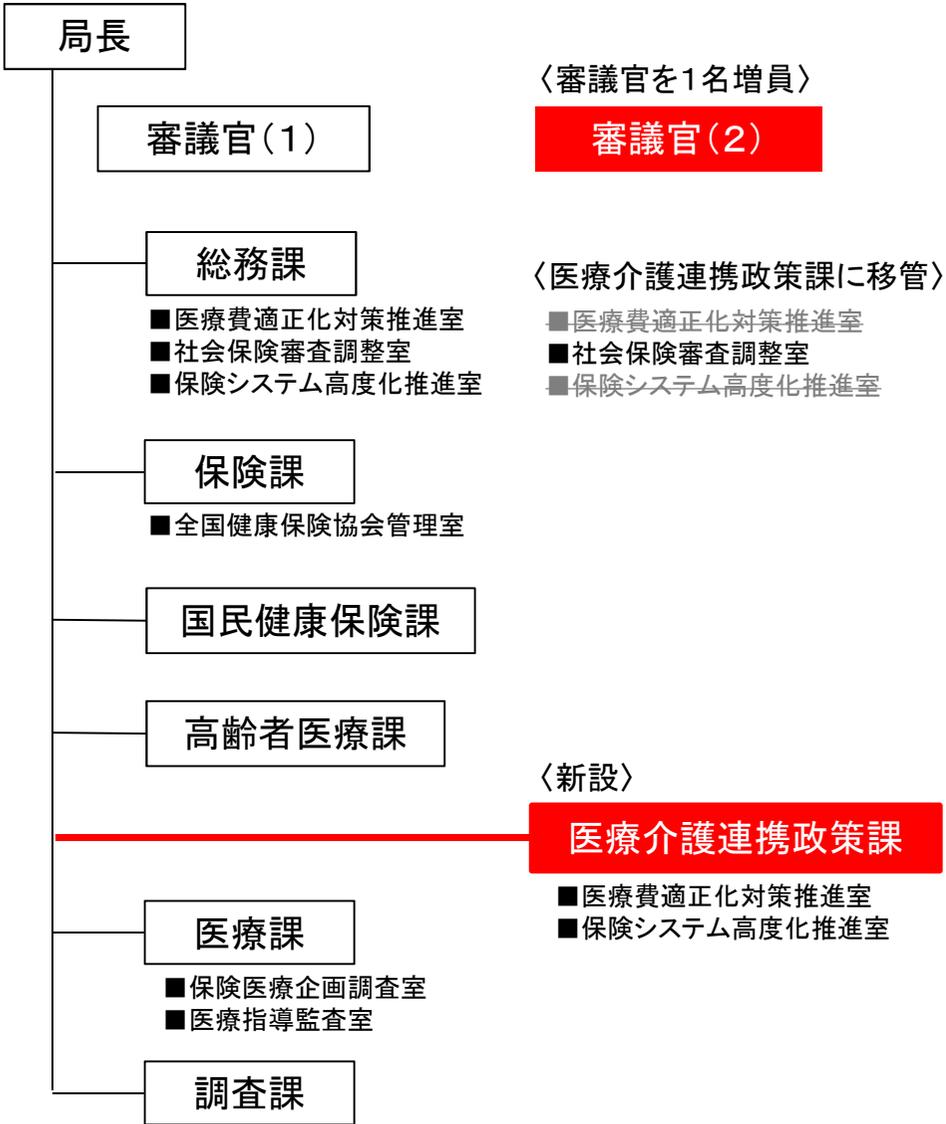


医療と介護の連携に係る保険局の組織改革

保険局

【～平成26年7月】 → 【平成26年7月～】



審議官の増員

○ 現行の大臣官房審議官(医療保険、医政、医療・介護連携担当)の担当を3つに分割した上で、保険局に医療保険担当、医療介護連携担当の審議官2名を専任で配置。

医療介護連携政策課の新設

【所掌事務】(厚生労働省組織令)

① 保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること。

- 医療・介護「総合確保方針」の策定
- 新たな財政支援制度(基金)の予算要求、配分、調整
- 医療と介護の連携に関すること
- 医療保険と介護保険の調整 等

② 社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

- 診療報酬改定の基本方針の策定
- 診療報酬と基金等の調整
- 診療報酬と介護報酬の調整 等

③ 高齢者医療確保法に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに都道府県医療費適正化計画並びに特定健康診査等基本方針及び特定健康診査等実施計画に関すること。

- 医療費適正化対策推進室の業務 等